

第四章 社會救濟事業團體

九月一日の震災に因りて、社會事業施設の如きは殆ど全滅の悲運に遭遇し、斯業關係者をして再び起つ能はざるべしと落膽せしめたが、幸にも事業は全く此豫想に反し、却つて一般事業に先んじ、災厄後一年有餘にして、既に其の大體を復興することを得た。今左の各事業の被害復興に就いて其の大要を述べんとす。

一 横濱孤兒院

南太田町字庚耕地一四五九番地

震災の爲め院舎五棟、百七十九坪全潰し、十三棟二百二十四坪半潰し、其損害見積高は金貳萬千參百圓である。院兒百五十名を收容して居たが、屋舎の倒潰破損に因りて、其大半は一時他に避難せしめて置いたが、其後半潰屋舎の應急修理が出来たので、彼等は歸院せしめ、現在は七十名を算して居る。此外に里預中の者八十名、業務修習の爲め他に委託して有る者九十名ある。

二 葦女學校

山手町 紅蘭女學校内

損害程度は全潰全焼であつて、死者は合計三十六名、負傷者七名であつた。損害見積高は金七萬參千九百五拾圓で、震災直後は焼残りたる山手外人學校の一部を借受け、此處に一時孤兒を收容した。

三 私立尋常惠華學院

中村町中之丸二〇〇番地

震災の爲め校舎二棟四十坪半潰したが、其後復興準備中で、未だ事業を開始するに至らない。

四 平沼小學校

南太田町庚耕地一六〇五番地

損害程度は校舎三教室半潰、三教室全潰、其他教員室使丁室大破損をした。其損害見積高は校舎金六千五百八拾圓である。應急施設としては破損せる三教室に兒童百六十七名を收容し、二部教授をしつつある。

五 私立尋常隣德小學校

淺間町字鹿島六七五番地

損害は全潰四棟、其延坪百十九坪、破損二棟、此建坪八十四坪、損害見積高は合計金壹萬

葦女學校

私立尋常惠華學院

平沼小學校

私立尋常隣德小學校

二七五

參千四百圓である。校長木村坦平氏が壓死したので、一時授業を中止して居たが、在籍児童の家庭は案外被害少く、従つて他に移轉せるものも極めて少數に過ぎないので、皆一日も早く授業を希望して居たから、震後取敢えず残存せる三教室を修繕して、十月十五日より二部教授を始めた。其後小使室児童室出入口、應接室を建直し、十二月中旬縣社會課より木材及亞鉛板を支給せられ、倒潰校舎の再築及び多年希望であつた。児童浴場をも設置するを得た。震後開港の時は児童數二百五十名であつた所、十三年四月に二百八十二名に達した。

六 警醒學校附屬兒童教育所

中村町二二九〇番地

校舎三分の二即ち幼稚部は全潰し、他の三分の一即ち小學校部は半ば傾斜した。但し倒潰家屋の木材は大半掠奪せられた。損害見込高は金壹萬貳千圓である。震後一時事業を休止したが、其後縣より木材亞鉛板等を給與せられ、板校舎を建設し、十三年二月から開所した。但し小學部は廢止し、託兒事業のみに従事し、名稱を中村愛兒園と改めた。

七 浦島保育院

神奈川町字浦島丘一六〇〇番地之一

損害程度は建物二棟延坪二百三十一坪全焼した。それが復舊費見積高は金壹萬七百七拾參圓參拾貳錢である。應急施設としては本縣の紹介により兵庫縣救護團の寄贈にて、建坪六十七坪の假屋舎を建設することを得、十一月二十日より開所し、日々百三十餘名の児童を收容してゐた。其後救護事務局及び大震災善後會から復興資金を給與せられたので直に、院舎の再築を企圖し、大正十三年十月竣功した。

八 明德學園

南太田富士見耕地二一〇三番地

損害程度は敷地一部龜裂、建物全潰、備品類大半使用に堪へない位で、其見積價額は約壹萬圓である。震後一時之を拋棄して在つたが、縣から木材及び亞鉛板を、救護事務局から多數の復興資金を下附せられたので、十三年八月園舎復舊工事に著手し、十一月落成し、同月二十六日より事業を開始した。現在夜學部生徒八十二名、裁縫部生徒十五名で、日曜學校は毎回七十名内外の出席を見るところである。

九 横濱保育院

久保町字大谷七七二

震災前は西戸部町西ノ原に居たのである。被害の程度は建物二棟七十五坪全焼したが、見積額は金壹萬壹千貳百圓である。應急施設としては、本縣の紹介により兵庫縣救援團の寄贈に從來の建物と、同坪數のバラックを建築することを得、十一月二十日より開所した。十二年末、出席兒童數僅に三十六名に過ぎなかつたが、十三年度に激増し、日々九十餘名を收容するに至つた。其後救護事務局及び善後會より復興資金を給與されたので、院舎の再築を圖り、渡邊利二郎氏より寄附された現在地に新院舎が出来上つた。時に十三年十月二十六日である。

一〇 相澤託兒園

根岸町三二八八番地

損害程度は二階建木造家屋五十坪全部倒潰し、木材は大半掠奪せられ、復舊工事に使用し得る分は、全體の四分の一に過ぎなかつた。損害見積額は約金壹萬圓である。應急施設としては、附近住民は比較的被害程度少く、従つて皆彼等兒童の委託を希望せるを以て、本縣より支給された材料により近く工を興し、假屋舎を建築し、十三年三月一日

から開所し兒童を收容すること百十七名である。

一一 神奈川縣佛教少年保護會

大岡町三三二番地

損害程度は新築中の會館全潰二十八坪、假事務所類焼し、其損害見積高金壹萬貳千五百圓である。それが應急施設としては、震災後一箇月間保護兒童を其家に歸らしめ、或は就職せしめ、病者は一時救護團に預け、事業復活方法に主力を注いだ、十一月月上旬再築に著手し、十三年二月落成したので、新に兒童相談部、教化講演部を設置し、各種の講話會等を開催する事となつた。

一二 婦人矯風會横濱支部

蓬萊町二丁目メソヂスト教會内

基督教青年會館階下の一室を借受け業務に充て居たのであるが、十二年の大震災に全焼の厄に遭つたので、現在の處へ移轉した。十二年十月十五日から一箇月間、馬車道に無料休息所を設置し、茶菓子を呈した。十二月山室軍平氏を聘し、復興演說會を開き、十三年二月、基督教聯合會と提携し、基督教青年會館に於て、二日に涉り廢娼運動に關する講演會を開催し、遊廓移轉に就き請願書を知事に提出した。次いで横濱婦人聯合會に

加盟し、乳兒保健の爲めミルクを配給した。

二八〇

一三 横濱家庭學園

保土ヶ谷町帷子二〇八二番地

損害程度は家屋倒潰せるもの二棟、家屋傾斜甚しきもの一棟、家屋屋根及壁の破損せるもの二棟、外に家屋焼失せるもの一棟、即ち新港税關構外賣店であつた。其損害見積高は合計金壹萬六千八百圓である。應急施設としては、本縣の紹介により大阪府救護團の寄贈にて假屋舎一棟を建築し得たに依り、是を講堂、教室、家族舎に使用し、全潰せる建物は一時取片づけ、半潰家屋は僅に修繕し、其儘使用して居る。十三年六月末現在の園兒は六十五名である。

一四 横濱訓育院

根岸町字竹ノ丸三四一四番地

損害程度は寄宿舎木造平家一棟倒潰、消毒所木造平家一棟倒潰、校舎木造二階建一棟瓦及壁落ち、柱及建具類大破損をした。器具機械等は大半破損又は紛失した。損害見積高は合計金四千七百五拾圓である。災後一時事業を休止して居たが、十月十五日から大型天幕二張を運動場に設置し、一を教室、一を寄宿舎に充用し、十二月一日より授業を開始した。次いで校舎百坪、寄宿舎四十四坪、其他六十一坪の再築工事に着手し、十三年十月竣功した。

一五 横濱盲人學校

根岸町字上四六四番地

震災前までは南吉田町字南五ツ目に居たのであるが、震災に因りて校舎及附屬建物全潰全焼した。其損害見積高合計金壹萬八千圓程である。市内中村町の公設バラック第十三號舎の一部を借用し、十一月二十六日より辛うじて授業を開始した。其後本縣から假校舎建築材料として木材、亜鉛板を支給せられたので、假校舎一棟の建築に着手し、翌十三年三月落成した。次いで更に文部省の恩典に依り、低利資金を借入れ、現在の所へ新築移轉した。四月末日收容の生徒總數は四十名である。

一六 神奈川縣佛教慈德會

根岸町二〇一番地

損害程度は收容場一棟、建坪十六棟は半潰し、事務所一棟、建坪四十五坪は傾斜大破損をした。其損害高は合計金壹千參百七圓貳拾五錢である。一時其儘に使用し、被保護者其家族及び其他の避難民を收容して居た。其後更に一般救濟事務に従事しつつ事

業を繼續して居たが、後新に授産部を設置し、先づ活版所を經營し、本會の宣傳書其他の印刷を爲すこととなり、特に收容者の就職不能なる者は此處に就職せしむる様にした。

一七 修道保護會

根岸町七三六番地

被害程度は建物二棟總坪數三十九坪が半潰し、傾斜頗る甚しく、屋根周圍の壁總て破壊し、根本的改築するにあらざれば使用に堪へざるものとなつた。其損害見積高は金六千貳百四圓五拾錢である。應急施設としては庭前天幕を張り救護に努力したが、其後救護事務局から木材の配給を受けたので、直に半潰家屋に修理を加へ、事務復舊を圖つた。即ち收容保護一時宿泊職員紹介金品給與等迄百數十件に及んだ。

一八 根岸力行舍

根岸町一六〇番地

損害程度は建物全部四棟全潰し、其損害見積高は金八千八百八拾圓である。應急施設としては約十坪の假小屋を急設し、事務を繼續した。

一九 横濱基督教青年會

常盤町一丁目公園前

會館損害程度は第四階の一部を除く外窓漆喰及銃器器具圖書書類等全部焼失し、其他隣地に所有せる附屬日本建家屋四棟全焼した。其損害見積高は約拾萬圓である。應急施設としては、殘存せる部分を其儘使用し、職員及び臨時委員を設け、罹災市民のため救護事務に従事した。其後は四階に外人宿泊所を設け、次いで會同を失へる教會に禮拜堂に提供し、或は大音樂會・大演藝會等を開いて、市民慰安の道を講じ、或は教育部を復興し、或は市内教會と聯合事業に著手し、警察官消防員の爲めに慰安會を催し、市民的知的向上を圖らんとして、市民大學講座を開設した。

二〇 横濱基督教女子青年會

太田町六丁目一〇四番地

本町六丁目八十四番地に會館を置き、北仲通五丁目日本婦人寄宿舎を設け、山手五十五番に外國婦人寄宿舎を置いて在つたが、震災に因りて皆焼失し、本牧町字原休養所は全潰した。其損害見積高は金參萬圓である。震災後は基督教青年會の焼失殘存せる二階の一部を借受け、事業を繼續し、次いで太田町五丁目の天幕内に假事務所を設け、罹災市民救濟の爲め努力して居たが、又同時に横濱聯合婦人會及び神奈川縣乳兒保護協會事務所を併置し、罹災民救助乳兒保護の爲め活動した。又新山下町に小規模の婦女子及兒童向の隣保事業を開始した。十三年三月末現在の地に假會館を建築したの

で、直に教育部及宗教部を開始した。次いで本牧町字八王子に一家を借受け、職業婦人及一般婦人の爲めに休養所及び水泳所に充てしめた。

一一 壽 保 育 園

壽町二丁目八十五番地

横濱パンチスト教會の附屬事業として、初め幼稚園を開く目的にて、階下に之が適當の施設を爲したが、まだ開園に至らず、全焼の厄に遭うた。併し幸に建物の外廊だけ残存したので、内部に修理を加へ、十三年四月更めて此所に託兒所を開いた。

一二 愛國婦人會神奈川支部

伊勢町二丁目一四番地

兒童健康相談所

赤十字社神奈川縣支部事務所内の一部を借用して開いて居たのであるが、震災の爲めに全焼に遭ひ、其後は未だ開所に至らない。

一三 横 濱 社 會 館

表高嶋町甲三五番ノ二

震災の際、館内の一部約三百坪焼失したが、大部分は類焼を免かれたので、其まま全部

を震災救護事務局に貸與した。同局では大阪醫科大學救護班陸軍警備隊救護班廣嶋救護班浦鐵救護班神奈川縣救護班を配置せられたが、十二月に全部廢止し、十三年一月から平常通りの事業に復した。

一四 神奈川縣動物愛護會

神奈川縣廳内

震災の爲め一時忘却されたかの感があつたが、本年六月から再び事業を開始し、取敢えず水槽十七箇を市内の要所に配置し、牛馬に飲用水を供給し、又日覆千八百枚及蹄油二十五罐を牛馬所有者に分配した。

一五 横濱佛教講話會

野毛町四丁目一八五白石方

宮川町二丁目に佛堂公會堂を有し、會員千餘名を有して居たが、震災に全焼し、創立者加賀美貞悦氏も不幸焼死したので、會堂はまだ再建に至らぬ。然し講話會は災後直に復舊し開催して居る。